

政令第二百六十六号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項、第十九条第一項第一号及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「第二条第五号ただし書」を「第二条第一項第五号ただし書」に改め、同条第二項中「第二条第五号ただし書」を「第二条第一項第五号ただし書」に改め、同項第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第四条第一項中「大規模な」を削り、「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「二千平方メートル」を「三百平方メートル」に改める。

第八条第一項中「新築に係る特定建築物以外の建築物の」を削る。

第十六条中「第四十三条第一項」を「第四十八条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「第三十五条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第四十条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第二十八条の四第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「第二十八条の二」を「第三十一条」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「第二十八条第四項」を「第三十条第四項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「第二十六条の二」を「第二十八条」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない小規模建築物の建築の規模)

第十条 法第二十七条第一項の政令で定める小規模建築物の建築の規模は、当該建築に係る部分の床面積の合計が十平方メートルであることとする。

附 則

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定建築物の非住宅部分の規模を改める等の必要があるからである。